

# 雇用保険（公務員退職手当含）申告書

被扶養者申請にあたり雇用保険（失業保険）について下記の通り申告いたします。

{ \* 公務員、非正規社員等に関わらず退職事由による申請の場合はすべての退職された方 }

申請 内容 項目 □に し印 で チ ェ ツ ク ・ 記 入 欄 は 内 容 記 入	申請者名 (対象者名)			会社名			
	続柄				電話番号 ( )		
	申請前 の 状 況	資格取得日 (入社日)	年	月	退職理由	<input type="checkbox"/> 自己都合 <input type="checkbox"/> 会社都合 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		退職日	年	月			
<p><input type="checkbox"/> 1. 受給予定及び雇用保険給付制限期間中並びに手続（申請）中 雇用保険受給資格者証を入手次第、写しを健康保険組合に提出します。 雇用保険受給日額 3,612円以上（60歳以上及び障害者の方は5,000円以上）となった場合は扶養から削除するため、健康保険被扶養者（異動）届と保険証を提出願います。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 受給中 雇用保険受給資格者証（両面）の写しを健康保険組合に提出します。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 受給終了（ 年 月 日）</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 受給しません。受給できません。（*要書類添付）</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> ① 離職票交付を受けない、又は、受けれない。 *「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」を添付</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> ② 離職票交付を受けたが、再就職意志がない。 *雇用保険離職票原本（1・2）提出かハローワーク「雇用保険法第4条3項不該当」又は「雇用保険法第13条不該当」の記載のある離職票（1・2）の写を添付</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> ③ 被保険者期間が6ヶ月未満（会社解雇）又は12ヶ月未満（自己退職）のため雇用保険受給ができない。 *「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」又は「雇用保険法第13条不該当」の記載のある離職票（1・2）の写を添付</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> ④ 公務員のため *「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」及び「各退職手当関係書類」（短期給付/長期給付/一時金含）の写</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> ⑤ 社会保険/雇用保険未加入（非適用事業所）のため *「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> ⑥ その他（例：役員等） *「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 雇用保険受給期間を延長する、したため受給できません。            ●延長期間： 年 月 日まで            ●延長理由： ○ 出産 ○ 病気 ○ その他 ( )            *雇用保険離職票（1・2）の写及び雇用保険受給期間延長通知書の写</p> <p>☆注意 雇用保険延長期間満了後雇用保険受給申請時、雇用保険受給日額 3,612円以上（60歳以上及び障害者の方は5,000円以上）受給となった場合は健康保険被扶養者（異動）届を提出願います。</p>							

上記申告項目の内容に相違ありません。

(違反・期日内書類未提出・未回答の場合は被扶養者認定を遡って取消・当該期間中受給保険給付金及び医療費は返還していただくこととなります。)

きつこう会健康保険組合 殿

令和 年 月 日

保険証記号・番号	—
被保険者名	㊟